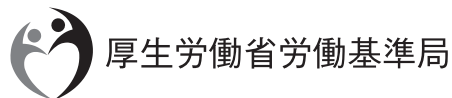


改善基準のポイント



はじめに

バス運転者の労働条件の改善を図るため、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）が策定されています。以下はそのポイントです。

ポイント 1 拘束時間・休息期間

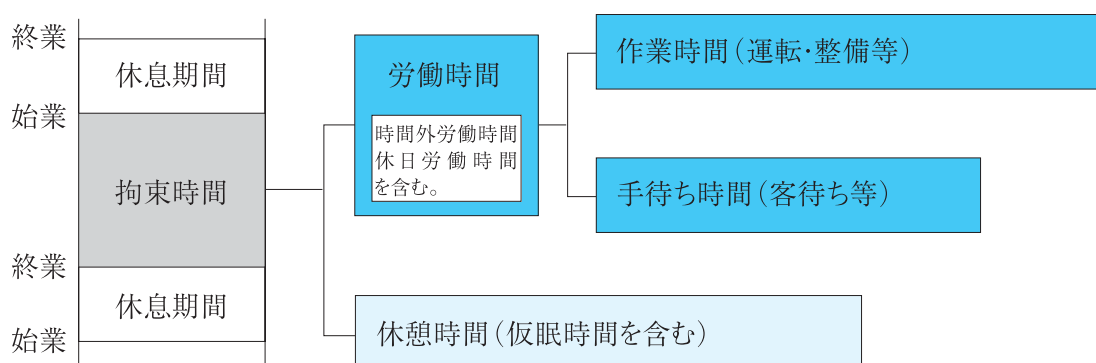
改善基準告示は、自動車運転者の労働の実態を考慮し、拘束時間、休息期間等について基準を定めています。

(1) 拘束時間は以下のとおりです

始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む）の合計時間をいいます。

(2) 休息期間は以下のとおりです

勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。



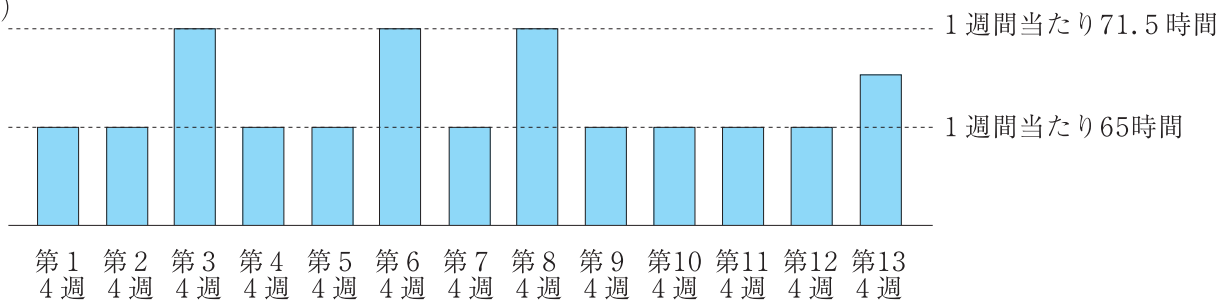
※ 労働時間には、時間外労働時間と休日労働時間が含まれますので、その時間数・日数をできるだけ少なくして、改善基準告示に定める拘束時間内の運行、休息期間の確保に努めて下さい。



(1) 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間は以下のとおりです

- ① 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間は原則として65時間が限度です。
- ② ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスの運転者について、書面による労使協定(P10参照)を締結した場合には、52週間のうち16週間までは、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間を71.5時間まで延長することができます(図1参照)。

(図1)



(労使協定で定める事項)

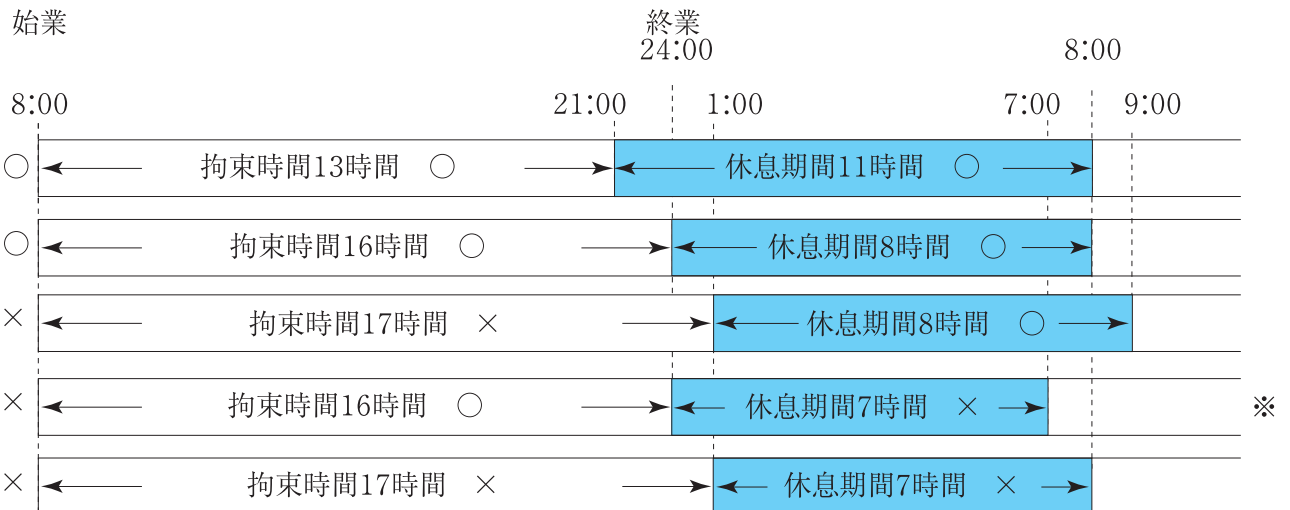
- ・ 協定の適用対象者
- ・ 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間が65時間を超えることとなる「4週間」及びその「4週間」における1週間当たりの拘束時間
- ・ 当該協定の有効期間
- ・ 協定変更の手続等

(2) 1日の拘束時間と休息期間は以下のとおりです

- ① 1日(始業時刻から起算して24時間をいいます。以下同じ)の拘束時間は13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても16時間が限度です。ただし、(4)の制限があります。
- ② 1日の休息期間は継続8時間以上必要です。

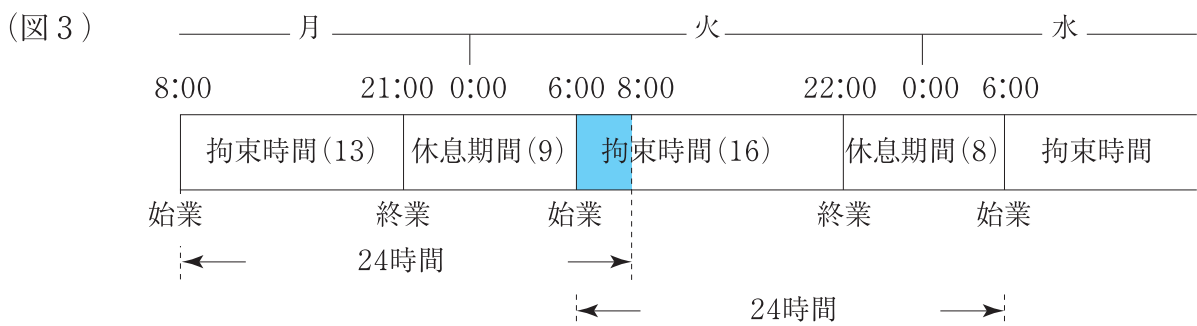
拘束時間と休息期間は表裏一体のものであり、1日とは始業時刻から起算して24時間をいいますので、結局、1日(24時間)＝拘束時間(16時間以内)＋休息期間(8時間以上)となります(図2参照)。

(図2)



※この場合、翌日の始業時刻が7:00とすると拘束時間が16時間+1時間=17時間となり、改善基準告示違反となりますのでご注意ください。

(3) 拘束時間・休息期間の計算方法は以下のとおりです



色をつけた部分は月曜日に始まる勤務の拘束時間と火曜日に始まる勤務の拘束時間が重なる時間帯

- ① 4週を平均した1週間当たりの拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、4週間の各勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻まで）をそのまま合計してチェックしてください。

ただし、後述の「ポイント5・特例」の(1)分割休息期間を与える場合（休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与える場合）、(4)フェリーに乗船する場合の特例（フェリー乗船時間が2時間以上の場合であって、フェリー乗船時間のうち2時間を拘束時間として取り扱い、その他の時間を休息期間として取り扱う場合）は、始業時刻から終業時刻までの間にある休息期間を除いて計算します。

図3に沿って具体的に示すと次のようになります。

ア 4週間の各勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻まで）をそのまま合計

- ・月曜日 始業8:00～終業21:00 13時間
- ・火曜日 始業6:00～終業22:00 16時間
- ⋮

合計 A 時間

※ 4週間の各勤務の拘束時間の合計 A 時間 ≤ 4週間の拘束時間の限度（原則65時間×4週＝260時間、労使協定があるときは（1）の②の条件下で286時間まで）であれば、改善基準告示を満たしています。

② 1日の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、**始業時刻から起算した24時間以内の拘束時間**によりチェックしてください。

図3に沿って具体的に示すと次のとおりになります。

ア	月曜日（始業時刻8:00からの24時間）の拘束時間・休息期間		
	・月曜日 始業 8:00～終業21:00	13時間	} 拘束時間 15時間
	・火曜日 始業 6:00～8:00	2時間	
	・月曜日 終業21:00～翌6:00	9時間	休息期間 9時間
イ	火曜日（始業時刻6:00からの24時間）の拘束時間・休息期間		
	・火曜日 6:00～22:00	16時間	拘束時間 16時間
	・火曜日 22:00～翌6:00	8時間	休息期間 8時間

※ 上記ア、イについては、共に改善基準告示を満たしていますが、アのように、翌日の始業時刻が早まっている場合（月曜日は始業時刻8:00だが、火曜日は始業時刻6:00）は、月曜の始業時刻から24時間内に、火曜日の6:00～8:00の2時間も入れてカウントされますので、1日の拘束時間は、改善基準告示に定める原則13時間ではなく、15時間になることに注意してください。一方、火曜日は始業時刻が6:00ですので、始業時刻から24時間内には（当然のことながら）6:00～8:00の2時間はカウントされます。

(4) 1週間における1日の拘束時間延長の回数の限度は以下のとおりです

1日の拘束時間を原則13時間から延長する場合であっても、**15時間を超える回数は1週間につき2回**が限度です。このため、休息期間が9時間未満となる回数も1週間につき2回が限度となります。

したがって、片道拘束15時間を超える長距離の往復運行は1週につき1回しかできず、改善基準告示に違反しないためには一定の工夫が必要です（図4参照）。

(図4)

〈例1〉○

	0:00	8:00	24:00
月	[休日 拘束時間(16)]		
	0:00	8:00	24:00
火	[休息(8) 拘束時間(16)]		
	0:00	8:00	23:00
水	[休息(8) 拘束時間(15) 休息]		
	0:00	8:00	23:00
木	[休息(9) 拘束時間(15) 休息]		
	0:00	8:00	21:00
金	[休息(9) 拘束時間(13) 休日]		
	0:00	24:00	
土	[休日]		
	0:00	24:00	
日	[休日]		

〈例2〉○

	0:00	8:00	24:00
月	[休日 拘束時間(16)]		
	0:00	8:00	24:00
火	[休息(8) 拘束時間(16)]		
	0:00	8:00	21:00
水	[休息(8) 拘束時間(13) 休息]		
	0:00	6:00 8:00	21:00
木	[休息(9) (2) 拘束時間(13) 休息]		
	0:00	8:00	21:00
金	[休息(11) 拘束時間(13) 休日]		
	0:00	24:00	
土	[休日]		
	0:00	24:00	
日	[休日]		

※ 上記「休日」とは、改善基準告示上の休日を示しています（(6)参照）。

上の〈例1〉及び〈例2〉は、1日15時間を超える勤務が月曜日及び火曜日に2回ある例です。

なお、〈例2〉の水曜日に始まる勤務の1日の拘束時間は、同日の始業時刻8:00から21:00までの13時間と、木曜日の6:00から8:00までの2時間の合計15時間となり、また、木曜日に始まる勤務の1日の拘束時間は、同日の始業時刻6:00から21:00までの15時間となります。

〈例3〉×

月	0:00	8:00	24:00
	休日	拘束時間(16)	
火	0:00	8:00	24:00
	休息(8)	拘束時間(16)	
水	0:00	8:00	24:00
	休息(8)	拘束時間(16)	
木	0:00	8:00	23:00
	休息(8)	拘束時間(15)	休息
金	0:00	8:00	21:00
	休息(9)	拘束時間(13)	休日
土	0:00	24:00	休日
日	0:00	24:00	休日

〈例4〉×

月	0:00	8:00	24:00	
	休日	拘束時間(16)		
火	0:00	8:00	24:00	
	休息(8)	拘束時間(16)		
水	0:00	8:00	22:00	
	休息(8)	拘束時間(14)	休息	
木	0:00	6:00	8:00	21:00
	休息(8)	(2)	拘束時間(13)	休息
金	0:00	8:00	21:00	
	休息(11)	拘束時間(13)	休日	
土	0:00	24:00	休日	
日	0:00	24:00	休日	

※ 上記「休日」とは、改善基準告示上の休日を示しています（(6)参照）。

〈例3〉及び〈例4〉は、1日15時間を超える勤務が月曜日、火曜日及び水曜日に3回ある例です。なお、〈例4〉の水曜日に始まる勤務の1日の拘束時間は、同日の22:00までの14時間と、木曜日の6:00から8:00までの2時間の合計16時間となることに注意してください。

(5) 休息期間の取扱いは以下のとおりです

休息期間については、運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めてください。

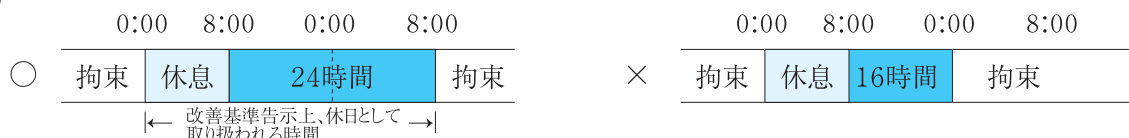
(6) 休日の取扱いは以下のとおりです

休日は、**休息期間+24時間の連続した時間**をいいます。ただし、いかなる場合であっても、この時間が**30時間**を下回ってはなりません（図5参照）。

すなわち、休息期間は原則として8時間確保されなければならないので、休日は、「**休息期間8時間+24時間=32時間**」以上の連続した時間となります。また、後述の「ポイント5・特例」の(3)隔日勤務の場合、20時間以上の休息期間が確保されなければならないので、休日は、「**休息期間20時間+24時間=44時間**」以上の連続した時間となります。よって、これらの時間数に達しないものは休日として取り扱われません。

なお、後述の「ポイント5・特例」の(1)分割休息期間、(2)2人乗務の特例、(4)フェリーに乗船する場合の特例については、休息期間に24時間を加算しても30時間に満たない場合がありますが、この場合でも、**30時間以上の連続した時間**を与えなければ休日として取り扱われません。

(図5)



なお、2日続けて休日を与える場合は、2日目は、連続24時間以上あれば差し支えありません。

(1) 1日の運転時間は2日（始業時刻から起算して48時間をいいます。以下同じ）平均で9時間が限度です

1日当たりの運転時間の計算に当たっては、特定の日を起算日として2日ごとに区切り、その2日間の平均とすることが望ましいですが、この特定日の最大運転時間が改善基準告示に違反するか否かは、

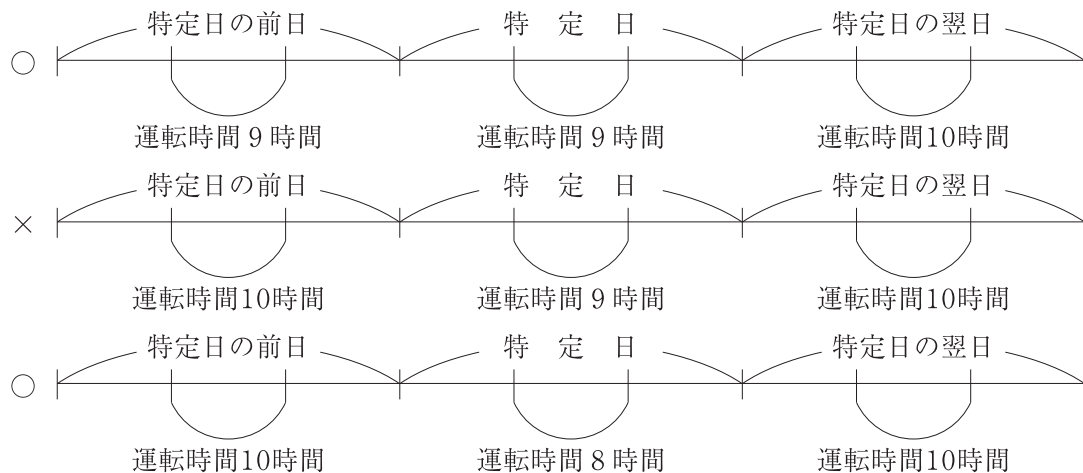
$$\frac{(\text{特定日の前日の運転時間}) + (\text{特定日の運転時間})}{2} \text{ と、}$$

$$\frac{(\text{特定日の運転時間}) + (\text{特定日の翌日の運転時間})}{2}$$

がともに9時間を超える場合は改善基準告示に違反し、そうでない場合は違反とはなりません。

これを図示すると図6のようになります。

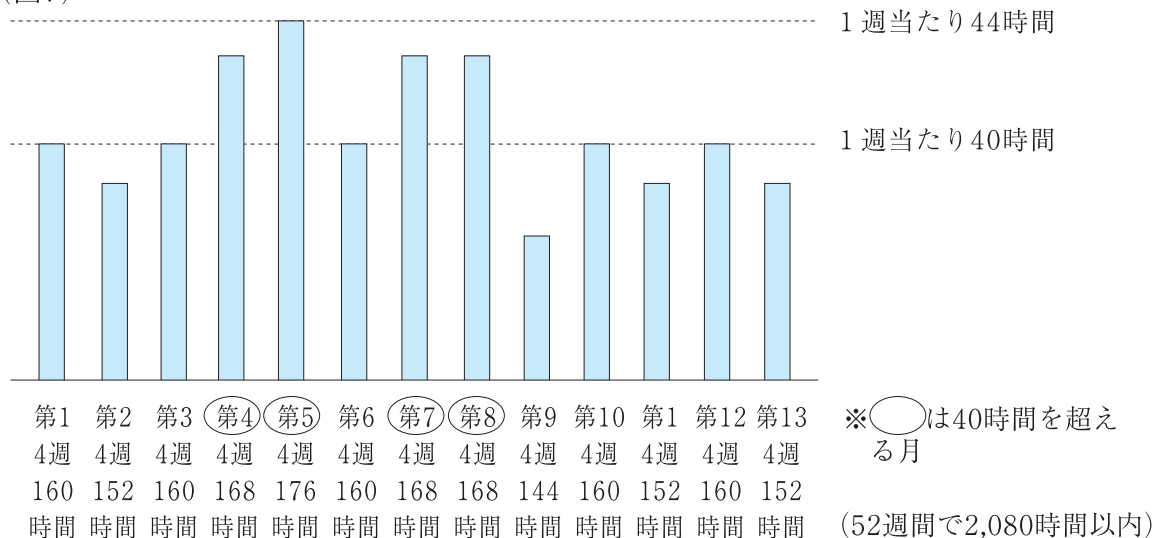
(図6)



(2) 4週間を平均した1週間当たりの運転時間の限度は以下のとおりです

- ① 4週間を平均した1週間当たりの運転時間は原則として40時間が限度です。
- ② 貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスの運転者について、書面による**労使協定**(P10参照)を締結した場合には、52週間のうち16週間までは、52週間の運転時間が2,080時間を超えない範囲内において、4週間を平均した1週間当たりの運転時間を**44時間まで**延長することができます(図7参照)。

(図7)



(労使協定で定める事項)

- ・ 協定の適用対象者
- ・ 4週間を平均した1週間当たりの運転時間が40時間を超えることとなる「4週間」及びその「4週間」における1週間当たりの運転時間
- ・ 当該協定の有効期間
- ・ 協定変更の手続等

(3) 連続運転時間は4時間が限度です

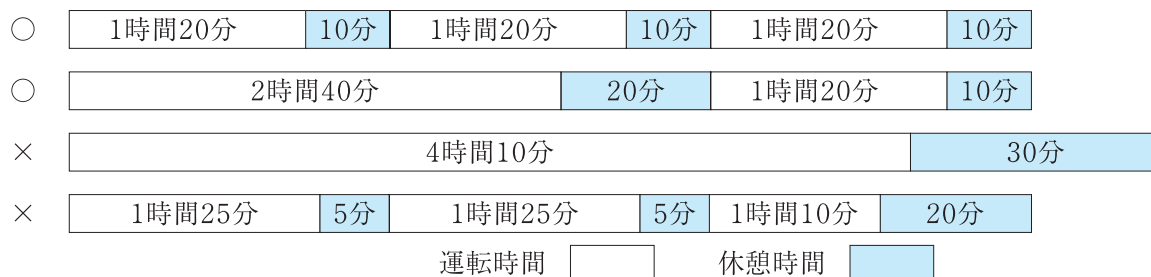
運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に運転を中断して**30分以上**の休憩等確保してください(図8参照)。

(図8)



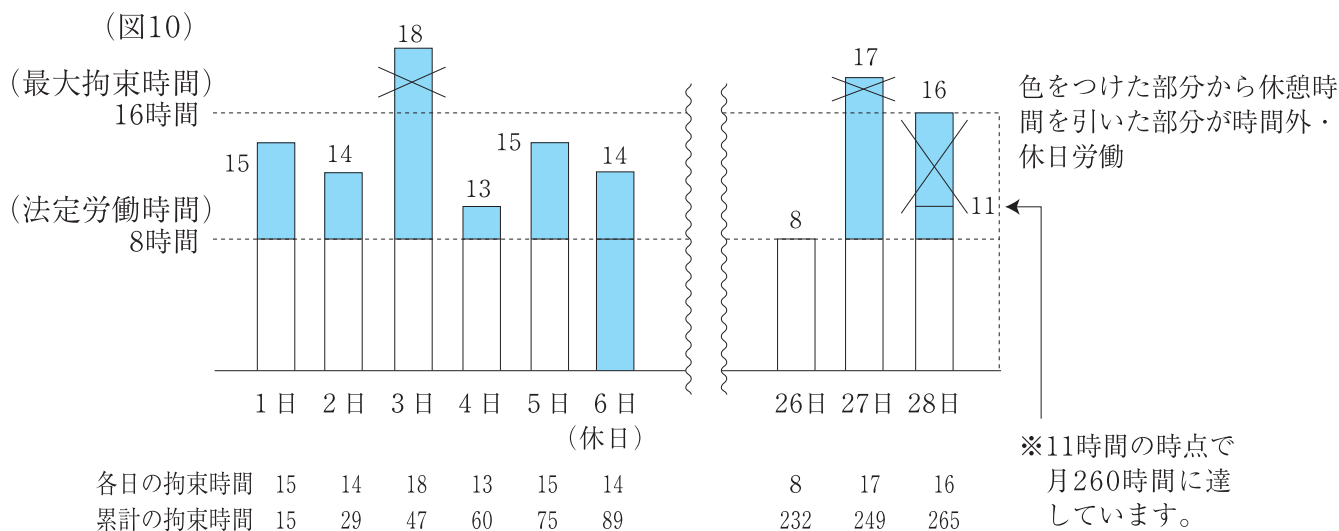
ただし、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に運転を中断する場合の休憩等については、**少なくとも1回につき10分以上**としたうえで分割することもできます(図9参照)。

(図9)



(1) 時間外労働及び休日労働の拘束時間の限度は以下のとおりです

時間外労働及び休日労働は1日の最大拘束時間（16時間）、4週間の拘束時間（原則260時間、労使協定があるときはポイント2（1）の条件の下で286時間まで）が限度です（図10参照）。なお、時間外労働及び休日労働を行う場合には、労働基準法第36条第1項に基づく時間外労働及び休日労働に関する協定届（P11参照）を労働基準監督署へ届け出てください。



※この図は、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間が65時間で、変形労働時間制が採用されていない場合のものであります。

(2) 休日労働の限度は以下のとおりです

休日労働は2週間に1回が限度です。

(1) 休息期間分割の特例があります

業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間（原則として2週間から4週間程度）における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができます。

この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければなりません。

(2) 2人乗務の特例があります

運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合(ただし、車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る)においては、1日の最大拘束時間を20時間まで延長でき、また、休息期間を4時間まで短縮できます。

(3) 隔日勤務の特例があります

業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、次の条件の下に隔日勤務に就かせることができます。

① 2暦日における拘束時間は、21時間を超えないこと。

ただし、事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合には、2週間について3回を限度に、この2暦日における拘束時間を24時間まで延長することができます。

この場合においても、2週間における総拘束時間は126時間が限度です。

② 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。

(4) フェリーに乗船する場合の特例があります

運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合には、フェリー乗船時間のうち2時間(フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間)については拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱います。

フェリー乗船時間が2時間を超える場合には、上記により休息期間とされた時間を休息期間8時間(2人乗務の場合4時間、隔日勤務の場合20時間)から減じることができます。

ただし、その場合においても、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはなりません。

改善基準告示の詳細及び不明な点については、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送
事業に従事する自動車運転者の4週間を平均し1週
間当たりの拘束時間の延長に関する協定書(例)

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇
〇バス株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善の
ための基準」第5条第1項第1号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、
下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貸切バス運転の業務に従事する者とする。
- 2 本協定により拘束時間を延長する4週間は、5月27日から6月23日までの
4週間、8月19日から9月15日までの4週間、10月14日から11月10日まで
の4週間、3月3日から3月30日までの4週間とし、それぞれの4週間の1週
間当たりの拘束時間は、5月27日から6月23日までの4週間は71.5時間、8
月19日から9月15日までの4週間は71.5時間、10月14日から11月10日まで
の4週間は70時間、3月3日から3月30日までの4週間は67.5時間とする。
- 3 本協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までと
する。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前ま
でに協議を行い、変更を行うものとする。

平成29年3月28日

〇〇バス労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇バス株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇バス株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送
事業に従事する自動車運転者の4週間を平均し1週
間当たりの運転時間の延長に関する協定書(例)

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇
〇バス株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善の
ための基準」第5条第1項第4号ただし書きの規定に基づき、運転時間に関し、
下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貸切バス運転の業務に従事する者とする。
- 2 本協定により運転時間を延長する4週間は、6月24日から7月21日までの
4週間、7月22日から8月18日までの4週間、9月16日から10月13日まで
の4週間及び10月14日から11月10日までの4週間とし、それぞれの4週間の
1週間当たりの運転時間は、6月24日から7月21日までの4週間は42時間、
7月22日から8月18日までの4週間は44時間、9月16日から10月13日まで
の4週間は42時間、10月14日から11月10日までの4週間は42時間とする。
- 3 本協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとす
る。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前ま
でに協議を行い、変更を行うものとする。

平成29年3月28日

〇〇バス労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇バス株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇バス株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

時間外労働
に関する協定届（例）
休日労働

様式第9号（第17条関係）

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）		
一般貸切旅客自動車運送事業		〇〇バス株式会社			〇市〇町〇丁目〇〇番地（00-0000-0000）		
① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上 の者〕	所定労働時間	延長することができる時間		期間
					1日	1日を超える一定の期間 （起算日）	
② 1年単位の变形労働時間制 により労働する労働者	同上	同上	同上	1週40時間 1日8時間	別添協定書記載のとおり		平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
					同上		
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 〔満18歳以上 の者〕	所定休日	労働させることができる休日並び に始業及び終業の時刻		期間
需要の季節的な増大等に対処するため（詳細は別添協定書記載のとおり）		別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	毎週2日 国民の休日	別添協定書記載のとおり		平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

協定の成立年月日 平成29年3月28日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 〇〇バス労働組合〔又は 〇〇課 〇〇係 〇〇〕
氏名 〇〇〇〇

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙） ※ 協定の当事者が労働組合である場合は記入不要

平成29年3月31日

〇〇労働基準監督署長殿

職名 代表取締役
使用者 〇〇〇〇 (印)
氏名 〇〇〇〇

時間外労働及び休日労働に関する協定書（例）

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）並びに变形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は变形期間の法定労働時間を超えたい労働者（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わずよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 〔満18歳以上の者〕	延長することができる時間			期間
			1日	1日を超える一定の期間 （起算日）	1年 1箇月 1日 （4月1日）（4月1日）	
① 下記②に該当しない労働者	自動車運転者	24	5	24	450	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
	バスガイド	2	4	45	360	同上
	自動車整備士	3	4	45	360	同上
	経理事務員	2	4	45	300	同上
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	自動車運転者	10	5	24	400	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
	バスガイド	2	3	42	320	同上
	自動車整備士	4	3	42	320	同上
経理事務員	2	3	40	280	同上	

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）に定める4週間にわたる拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させられることのできる休日並びに始業及び終業の時刻	期間
需要の季節的な増大に対処するため	自動車運転者	38	・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
	バスガイド	6	・法定休日のうち、4週を通じ2回 ・始業時刻 午前8時 ・終業時刻 午後5時	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
決算の事務、期末の精算事務のため	経理事務員	6		

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める4週間にわたる拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもつて、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも平成29年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

平成29年3月28日

〇〇バス労働組合
 執行委員長 〇〇〇〇 印
 [〇〇バス株式会社
 労働者代表 〇〇〇〇 印]
 〇〇バス株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇 印